

環境保全のための措置

調 査 項 目：騒音・振動

調査した事項：環境保全のための措置の実施状況

1. 調査地域

調査地域は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う建設作業騒音及び振動の影響が及ぶと考えられる計画地内及び計画地周辺とした。

2. 調査方法

2.1 調査事項

(1) 環境保全のための措置の実施状況

2.2 調査時点

(1) 環境保全のための措置の実施状況

平成 30 年 1 月から令和元年 12 月末の工事施行中の随時とした。

2.3 調査方法

(1) 環境保全のための措置の実施状況

現地調査（写真撮影等）及び関連資料（建設作業日報等）の整理により行った。

3. 調査結果

3.1 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 2-1 及び表 2-2 に示すとおりである。

騒音・振動に関する苦情は、令和元年 12 月末までになかった。

表 2-1 騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況（建設機械の稼働）

環境保全のための措置	実施状況
低騒音型建設機械を採用する。	建設機械の選定にあたっては、低騒音型建設機械を採用した。（写真 2-1）
工事区域周囲には仮囲い（3.0m）を設置する。	建築工事区域周辺には、鋼製仮囲い（3.0m）を設置した。（写真2-2）
周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する。	周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を検討した。
建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。	工程会議等で作業計画を検討し、工事の平準化及び建設機械の効率的稼働に努めた。（写真 2-5）
アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。	アイドリングストップの掲示をしたほか、それを実施するよう、定例会議や職長パトロールで運転者への伝達を図った。（写真 2-3、写真 2-6、写真 2-7）
建設機械の稼働にあたっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないよう徹底する。	不要な空ぶかし、急発進等の禁止、建設機械に能力以上の負荷をかけない等、定例会議や職長パトロールで運転者へ周知・徹底を図った。（写真 2-6、写真 2-7）
騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める。	一部の建設機械については、超低騒音型建設機械を採用したほか、鋼矢板の圧入にあたっては低騒音・低振動な油圧圧入工法を採用した。（写真 2-4）
詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への騒音・振動の影響をより低減するような建設機械の機種や配置となるよう計画するとともに、その稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。	工程会議等で作業計画を検討し、工事の平準化に努めた。また、不要な空ぶかし、急発進等の禁止等、定例会議や職長パトロールで運転者へ周知・徹底を図った。（写真 2-5、写真 2-6、写真 2-7）
建設機械は、定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。	建設機械の持ち込み時の「重機受入検査」、毎日の始業前点検、毎週末の点検表ファイル確認、月例点検等を実施することにより、建設機械が適切に稼働するよう維持、管理に努めた。
環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。	現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じて環境保全のための措置の遂行を徹底するよう施工業者に対して指導を行った。（写真 2-6）
環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。	職長パトロールや全体パトロール等によって環境保全のための措置の実施状況の確認を行い、朝礼等を通じて指導を行った。（写真 2-7）
騒音・振動に関する住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。	住民からの相談窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行った。（写真 2-8）
工事中の騒音発生に対し、必要に応じて防音シート等の防音対策を講じる。	建築工事区域周辺には、基盤整備工事区域の盛り替えに伴い、必要に応じて防音シートを設置し、事後調査報告書（工事の施行中その 1）において報告した。 本事後調査の報告期間では、既に盛り替えが完了していたことから、全て仮囲いを設置することで防音に努めた。（写真 2-2）

表 2-2 騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況(工事用車両の走行)

環境保全のための措置	実施状況
資材の搬入に際しては、走行ルートの限定、規制速度を遵守するなど安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める。	安全教育等を通じて、運転者には、走行ルートの限定及び安全走行に関して事前指導した。また、事前に搬入出車両台数及び時間帯を確認・調整することにより車両の集中を避け、平準化を図ることで工事用車両台数を低減し、騒音及び振動の低減に努めた。(写真 2-9)
低公害型の工事用車両を極力採用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。	定例会議や職長パトロール等を通じてアイドリングストップの厳守等、関係業者及び運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示を行ったほか、定期的な整備点検の実施について周知・徹底を図った。(写真 2-3、写真 2-6、写真 2-7)
工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。	工程会議等で作業計画を検討して工事工程を平準化し、計画的かつ効率的な運行管理に努めた。(写真 2-5)
教育施設や福祉施設等への影響に配慮した走行ルートを選定するとともに、走行の集中をできる限り防ぐよう詳細な施工計画を検討する。	定例会議や職長パトロール等を通じて、関係業者及び運転者には、走行ルートの限定に関して事前指導するとともに、作業計画を検討して工事工程を平準化することで走行の集中を防ぎ、騒音・振動の低減に努めた。(写真2-6、写真2-7)
工事の実施に当たっては、関係機関と調整の上、輸送に利用できる空間の検討や周辺工事との整合、工事の経済性や合理性等について精査し、海上輸送の可能性も含めて総合的に検討する。	掘削工事期間の平成29年4月から平成29年10月にかけて建設発生土を海上輸送により搬出し、事後調査報告書(工事の施行中その1)において報告した。
施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する。	安全教育等の中で工事用車両の過積載を防止するよう指導を行ったほか、過積載防止について掲示を行った。(写真 2-9、写真 2-10)
工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用するよう指導する。	定例会議や安全教育で工事作業員の通勤には公共交通機関を利用するよう指導を行った。(写真 2-6、写真 2-9)
計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う騒音・振動とそれに伴う騒音・振動に低減に努める。	工事用車両の出入口付近に、交通整理員を配置し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う騒音・振動への影響の低減に努めた。(写真2-11)
工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する。	定例会議や安全教育等で工事用車両の安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等の禁止について指導を徹底した。(写真 2-6、写真 2-9)
「晴海連合町会工事・協定書」については施工業者が決定した後、地元等と調整の上、尊重するよう施工業者に対する指導を徹底する。	「晴海連合町会工事・協定書」に基づき、作業時間、工事用車両の出入りの管理、危険防止対策、使用道路の維持管理等について遵守するよう施工業者への指導を徹底した。



写真 2-1 環境保全のための措置の実施状況
(低騒音型建設機械)

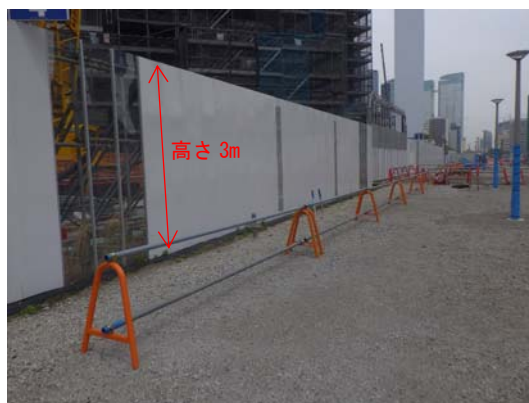


写真 2-2 環境保全のための措置の実施状況
(仮囲い)



写真 2-3 環境保全のための措置の実施状況
(アイドリングストップの掲示)



写真 2-4 環境保全のための措置の実施状況
(超低騒音型建設機械)



写真 2-5 環境保全のための措置の実施状況
(工程会議)



写真 2-6 環境保全のための措置の実施状況
(定例会議)



写真 2-7 環境保全のための措置の実施状況
(職長パトロール)



写真 2-8 環境保全のための措置の実施状況
(連絡先掲示)



写真 2-9 環境保全のための措置の実施状況
(安全教育)



写真 2-10 環境保全のための措置の実施状況
(過積載防止の掲示)



写真 2-11 環境保全のための措置の実施状況
(交通整理員)

